



- ◎お酒を飲んだら運転しない
- ◎お酒を飲んだ人には車を貸さない
- ◎運転する人にはお酒を出さない・すすめない
- ◎お酒を飲んだ人には運転させない・同乗しない

●飲酒運転には大きな代償が待っています。飲酒運転の罰則の対象は運転者だけではなく。

酒酔い運転

- 「運転者」「車両提供者」・・・ 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 「酒類提供者」「同乗者」・・・ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転

- 「運転者」「車両提供者」・・・ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 「酒類提供者」「同乗者」・・・ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

危険運転致死傷罪

飲酒運転等、故意に危険・悪質な運転をして人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長20年の懲役が科せられます。

●飲酒運転は重大事故を引き起こす要因となり社会生活や経済的な破綻を招きます。

- 経済的な破綻（罰金や補償）
- 運転免許の取り消し（仕事や生活への支障）
- 実刑判決による服役
- 社会的非難
- 運転者自身の死亡や身体障害

- * 飲酒運転を無くすためには、家庭・職場・地域での取り組みが必要です。
- * 「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、飲ませない」の飲酒運転追放「3ない運動」を徹底し、違反や事故のない安心・安全な地域づくりをすすめましょう。

****!!注意!!****

飲酒後のアルコール分解に要する時間は、酒量や体質により異なります。
 飲酒した翌朝に、飲酒運転で検挙されたり、事故を起こすことも少なくありません。
 自分に合った酒量を守り、飲酒後は十分な休息を取りましょう。

12月10日から1月10日まで年末年始の交通安全県民運動が展開されます。
 交通ルールとマナーを守って、事故なく新年を迎えましょう。